

議案第 5 0 号

京田辺市大住ふれあいセンターの設置及び管理運営に関する条例
の一部改正について

京田辺市大住ふれあいセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、市役所窓口の業務時間の変更に伴い、大住ふれあいセンターの開館時間についても同様の変更を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市大住ふれあいセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部
を改正する条例（案）

京田辺市大住ふれあいセンターの設置及び管理運営に関する条例（令和 7 年
京田辺市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「午前 8 時 30 分」を「午前 9 時」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京田辺市大住ふれあいセンターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
（開館時間及び休館日） 第 4 条 大住ふれあいセンターの開館時間は、 <u>午前 9 時</u> から午後 8 時までとする。 2 及び 3 （略）	（開館時間及び休館日） 第 4 条 大住ふれあいセンターの開館時間は、 <u>午前 8 時 3 0 分</u> から午後 8 時までとする。 2 及び 3 （略）	市役所窓口の業務時間の変更に伴う改正